

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

令和6年3月31日
山梨市長

市町村名 (市町村コード)	山梨市 (19205)
地域名 (地域内農業集落名)	牧丘・三富 (隼、替地、窪平、堀の内、城古寺、千野々宮、大室、山本、袖口、乙ヶ妻、室伏、大沢、成沢、柳平、請地、屋敷、田屋、上野田、真智、西山、新井、中屋、中尾、久保、豊原、辻屋、笠原、北井、法諭庵、小田野、城下、馬場、井戸川、横道、中野、在華、芦の沢、大村上、大村下、古宿、牧平東、牧平西、膝立、赤芝、下道、上道、漆川、生捕、塩平、塩原、寺井、稲子沢、馬込、下荻原、徳和、興南、下釜口、上荻原、雷、湯の平、天科、円川、西の平、釜口、青笹、赤の浦、芹沢、広瀬、大平)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月20日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

貸し出しの意向がある農地情報の収集と提供がうまくいかず、荒廃農地が生まれてしまうことが課題である。また、耕作できない状況でも、他人への貸し出しを躊躇するケースがあることから、地域の信頼できる農業委員や担い手を通して農地のマッチングを図る必要がある。

牧丘
高齢化などにより、今後耕作できなくなってくる農地を任せられる地域の担い手の確保や併せて住居の確保も課題である。

傾斜地が多く高齢者には管理ができない農地が多い。

三富
農地は急傾斜地が多い、日当たりが悪いなど条件の悪い農地が多い、担い手も少なく荒廃農地化が進んでいる。

有害鳥獣による作物への被害も多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方※

農地の傾斜や進入路の改善のためのハード整備を行政に要望し、地域の農家と法人が協力しあい農地の管理を行っていく。

市やJAに「貸したい農地」の情報提供を積極的に行い、耕作放棄地の解消、集約化を図る。

牧丘についてはブドウを主な栽培作物とし、品質のいい作物を生産していく。

三富についてはブドウ栽培が多いが、キウイなど比較的栽培が容易な作物を栽培していくことを検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	757 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	757 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

保全・管理等が行われる区域は特に定めない。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針※
農地の貸出や売却の意向がある場合はその情報を市やJAに集約し、地域で信頼できる担い手への農地集積を進める。 農地を引き受ける担い手を増やすために、新規就農者の育成をしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針※
貸出や売却の意向が確認された農地については積極的に農地中間管理機構の活用を推進していく。
(3)基盤整備事業への取組方針※
農道や用排水路などの農業施設の修繕や整備などを地域と市の協議のうえ行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針※
必要に応じて、地域の農業者が新規就農者を将来の地域農業の担い手となるようサポートする。 また、地域の人たちとのつながりができるようにサポートするなど、新規就農者が農地の貸し借りを円滑に行える体制を構築する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策※	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

--